

令和4年度山形県環境審議会第1回自然環境部会 議事録

1 日時 令和4年9月8日(木) 13時半～15時

2 場所 山形県庁701会議室(Web会議)

3 出席者等(敬称略)

(1) 出席委員及び特別委員

委員：横山潤、大西尚樹、門脇彩花、佐藤景一郎、鳥羽妙、野堀嘉裕、本橋元

特別委員：東北農政局農村振興部長 川村文洋【代理：農村環境課長 山田昇】

東北森林管理局長 宮澤俊輔【代理：総括事務管理官 尾留川修】

東北経済産業局長 戸邊千広【代理：環境・リサイクル課長 中村光一】

東北地方整備局長 山本巧【代理：環境調整官 今野裕美】

東北地方環境事務所長 田村省二【代理：課長補佐 百瀬剛】

(2) 事務局

山形県環境エネルギー部

みどり自然課長	齋藤 真朗
課長補佐(自然環境担当)	玉川幸二郎
自然環境主査	本間 珠美
自然環境主査	佐藤 瑞穂
鳥獣被害対策主査	田中奈央子
主査	吉田 智子
主事	石栗 拓

4 議 事

(1) 開 会

(2) 課長挨拶

齋藤みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

(3) 部会の成立

委員総数16名のうち12名が出席しており、山形県環境審議会条例第6条第7項で準用する第4条第3項の規定により、定足数に達していることが報告された。

(4) 議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に大西委員と本橋委員が指名された。

(5) 審議事項

横山部会長： 本日の議題について、山形県知事から資料1のとおり9月1日付けで山形県環境審議会に意見を求める諮問があったので、本日当部会で審議します。

審議事項1 神室鳥獣保護区の変更(区域縮小)について

審議事項2 神室特別保護地区の指定(再指定)について

(事務局より説明)

横山部会長： 御質問等ございませんか。

大西委員： 次の審議事項にも関わってくるということで、正直わかりにくかったです。資料2の24ページと資料3の12ページの地図で、現在の神室鳥獣保護区の中の南東部分を、資料3にある狩猟鳥獣捕獲禁止区域にするということでいいですか。

事務局： 資料2の24ページの③となっているところが、現在、鳥獣保護区になっていますが、ここを狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定するという事です。

大西委員： 資料3の資料鳥獣捕獲禁止区域は、鳥獣保護区の中にあるわけではなく、特別保護地区は鳥獣保護区の中に含まれている。資料3で審議するところの部分を分けて、区域縮小するという事でいいですか。

事務局： はい。

大西委員： 今、議論するのは、今年の11月から10年後までの方針を議論するという事でいいですか。

事務局： はい。

大西委員： わかりました。

横山部会長： 審議事項3までまとめて説明するとよかったですね。

事務局： 申し訳ありません。

野堀委員： 資料2の7ページ、鳥獣保護区指定計画書様式の新旧対照表で、改正後は鳥獣保護区の指定区分、鳥獣保護区の指定目的、更新の理由も削除になっていて、鳥獣保護区の保護に関する指針にかなりの部分移っているように見えますが、その理由について説明した方がよろしいのではないのでしょうか。

事務局： 記載内容は同じですが、様式が変わったので、このようになりました。

野堀委員： 元の規則が変わったから変更になったという意味でよろしいのでしょうか。

事務局： そうです。フォーマットが変わりました。

野堀委員： それは今年から変わったんですか。

事務局： そこは確認していませんでした。

野堀委員： 県独自にフォーマットを変えたということであれば、委員の皆様には、ここを変えたというのを説明した方がよろしいと思います。

事務局： 今年から変わったわけではないはずです。

野堀委員： わかりました。了解です。

横山部会長： その他いかがでしょうか。

おそらく今後も管理の必要な鳥獣が増えてくると、似たような区域変更などを新しい鳥獣保護区の更新の時期に合わせて行っていくことになろうかと思えます。そのため、似たような案件がこれからもたくさん出てくると思いますが、鳥獣保護区の指定は非常に重要な案件ですので、どの範囲を狩猟鳥獣捕獲禁止区域にして、どの範囲を鳥獣保護区として残すのかというところについては、しっかりと議論したいと思えますが、いかがでしょうか。

大西委員： 生息している獣類に、ムササビのことがニッコウムササビと書いてありますが、初めて聞きました。ネット検索をすると確かにニッコウムササビというページはいくつ

か見つかりますが、正しい和名ではないと思います。トウホクノウサギも併せて、そうしている理由はありますか。

事務局： ニホンツキノワグマと書いてあるのを見たときに、ツキノワグマと呼んでいるので聞きなれないと思いましたが、注意書きの2に、獣類については日本野生鳥獣目録に拠ったとこれまで書いています。日本野生鳥獣目録の中に、分類としてこういう名前が載っています。

大西委員： そうですか。わかりました。一応、環境省が出しているのですね。

事務局： そうです。平成14年で少し昔ですけども。

大西委員： はい。わかりました。一応、環境省が出しているものをベースにしているなら問題ないのかなと思います。

横山部会長： 哺乳類などの標準和名みたいなものは、どこかに載せられていたりしますか。

大西委員： 哺乳類学会のホームページに世界中の哺乳類、当然日本にいない哺乳類に関しては英語名がついていて、その和名を作ってリストとして掲載しています。でも、今回に関しては環境省準拠でいいと思います。

横山部会長： なかなか行政機関がすんなりとかいこうのを変えてくれないから難しいと思いますが、ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

特に追加で御質問がないようでしたら、諮問がありました神室鳥獣保護区の変更(区域縮小)及び神室特別保護地区の指定(再指定)については、少々文言を修正しますが、原案どおり答申ということによろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

横山部会長： ありがとうございます。

それではそのようにさせていただきたいと思います。

審議事項3 神室狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について

審議事項4 屋敷平狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について

(事務局より説明)

横山部会長： 御質問等ございませんか。

大西委員： 基本的なところで、国定公園と重なっていますが、こちら調整済みということですよ。

事務局： 林野庁に、意見照会及び協議しております。

大西委員： 国定公園は、環境省ではないですか。

事務局： まず指定計画書は、総合支庁の環境課で原案を作って、関係者に協議などして、提出されております。その国定公園についても、環境課で確認し、総合支庁から計画書が出てきた段階で問題ないと判断されております。

大西委員： はい、わかりました。ありがとうございます。

細かい文言の修正の提案です。二つの計画書の2 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に関する指針の(1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定の目的について、二つ提案があります。

まず、一つ目が、一つ目の段落の最後「ツキノワグマの大量出没等により里山の農林業被害や人的被害」の、「里山の」は削除していいと思います。理由としては、里山は人が住んでいないところで、出没は人が住んでいるところにクマが出てくること。里山の中でしいたけ栽培とかもしていますが、里山の中では基本的に農業は行っていないので、里山の林業被害ならいいですが、農林業被害だと少し引かかる。「里山の」を削除すれば、特に問題ないと思います。

二つ目が、その次の段落の最後で、「農林業被害の軽減と鳥獣の保護の両立を目指す」というところの、「保護」を「保護管理」にしてはいかがでしょうか。理由としては、ここの鳥獣の保護というのは、クマ、シカ、イノシシ以外の鳥獣の保護という意味だと思いますが、鳥獣というとクマ、シカ、イノシシを含みます。その3獣種の狩猟をできるようにするという事は保護だけではなくりますが、保護管理は進めていくわけですし、次の管理方針のところ鳥獣保護管理員という言葉も出てきていて、保護管理という言葉を使うこと自体には多分問題ないと思うので、ここは保護管理にしてはいかがかと思います。

事務局：ありがとうございます。

横山部会長：ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。細かいことでも結構ですので、御意見をお寄せください。10年に1回しか見直しができるので、せっかくの機会ですのでよろしくお願いします。

鳥羽委員：先ほどの国定公園のエリアに重なっているのは了解を得られているというお話だったと思いますが、今指定しようとしているエリアの北西側、特別保護地区に隣接している部分まで、いきなり狩猟鳥獣捕獲禁止のエリアにしてもいいものですか。すごく落差が激しいように思います。感覚がよくわからず、土地間もないので、いいのかなと思いました。

事務局：狩猟鳥獣捕獲禁止区域と特別保護地区が隣接しているが、よいかということですよ。

鳥羽委員：はい。もともと鳥獣保護区で隣接していたところですよ。それを狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変えると、落差ができてしまうのではないかなということです。

事務局：ここは、新庄市と最上町の市町村界になります。市町村界に設定することで、管理をしやすくするということが一つです。あともう一つは、3獣種のみ、狩猟が解禁されるので、他の保護対象の鳥獣は適切な保護が図られるように、鳥獣保護管理員等に見回りしてもらうことになっていますので、見回りをしながら、適切な運用をしていきたいと思います。

鳥羽委員：特別保護地区は、工作物を建ててはいけないとか、狩猟以外の部分も規制が激しいエリアですよ。そこから急に何種類かは捕ってもいいし、開発とか、手を加えることもやってもいいエリアになるのはどうでしょうか。鳥獣保護区でも工作物を建てることのできるようなので、わかりました。

事務局：ありがとうございます。

野堀委員：（資料3の）7ページの2 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に関する指針の（2）管

理方針のイに「登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による」と書いてありますが、山岳会のメンバーとして言うので、今どき登山者はゴミを投げ捨てないし、たき火は絶対にしないと思うので、この表現だと 20 年前という気がします。もう少し弱い表現にならないでしょうか。登山者数はあまり多くなっていないので、「登山者の増大による鳥獣の生息への影響等を防止する」でもいいと思いますが、登山者に限定しなくても、「ハイカー等の増大による」というような言い方だと、おかしくないかなという気がします。

事務局： ありがとうございます。

横山部会長： それでは、そのように変更するということでよろしいですか。

事務局： はい。ありがとうございます。

本橋委員： 同じく管理方針についてです。細かいことですが、ア、イ、ウのいずれも何とかに努めるという表現になっています。把握に努める、あるいは維持に努め「努め」ですと、何となく努力すればいいみたいな感じもするので、できたらもう少し強い表現があったらいいのかなと思いました。御検討いただければと思います。

事務局： はい。ありがとうございます。検討します。

佐藤委員： 先ほどの話に水を差すようで悪いのですが、里山の話で、この辺の地域は原木なめこや、原木のしいたけの栽培の非常に盛んな地域で、里山と呼ばれるところに行って栽培している方々が非常に多いということと、最近クマ剥ぎの林業被害があつて、それが里山まで非常におよんできているので、私の立場からすると、里山を削除するのは、もう一度考えていただければと思って発言させていただきました。

横山部会長： これは調整していただくということでよろしいですか。

事務局： わかりました。ありがとうございます。

大西委員： 確かに今おっしゃられた通りかと思いました。私も先ほど「しいたけとか栽培しているとは思いますが」と言いましたが、「里山の」が人的被害ではなく、農林業被害にかかっていると考えれば、削除しなくてもいいかもしれないですね。

事務局： はい。

大西委員： 先ほどの資料 2 の特別保護地区との関係ですが、鳥獣保護区及び特別保護地区として残したところと、クマ、シカ、イノシシの狩猟を認める区域に分けたところが最上町との境界線という話でした。しかし、誤解を恐れずに言えば、そこから北でも鳥獣保護区を解除してもいいのではないかと思います。宮城・山形両県のホームページを確認したところ、資料 3 の保護区を解除するところは宮城県とほとんど接していて、宮城県側はほとんど保護区になっています。一方、山形県として保護区として残そうとしているところは秋田県と隣接しているところが多いが、秋田県側は保護区にはなっていないです。両隣接県との兼ね合いも考えると、むしろ逆ではないかと思うので、そのあたりの整合性はどうかと思いました。

事務局： 他県の指定状況との確認をしておりませんでした。まず、なぜここだけ狩猟鳥獣捕獲禁止区域になったのかと言いますと、最上町からの要望があつたからです。被害がひどいので、捕獲できるようにして欲しいということでした。そのため、最上町だけ指定を変えたという流れになっています。

大西委員：保護区の方も全部解除していいのではないのでしょうか。まだそれほど山形県のイノシシによる被害はひどくないですけど、次の更新の10年後には確実に被害がひどくなっていると思います。その際に秋田県側、北から入ってくるイノシシはあまり考えられません。鳥獣保護区を外してもいいのではないかと私は思います。

横山部会長：ありがとうございました。

これは、裏を返せば金山町や新庄市からは特にそういう要望がなかったということもあるということですかね。

事務局：そうです。そのとおりです。

横山部会長：なるほど。なかなか難しい判断だと思います。

事務局：これは推測ではありますが、最上町の部分は人家とか人の生活圏と近いという特徴があります。それは新庄市と金山町とは違うところなので、最上町からだけ要望があつたということもあると思います。

横山部会長：この区域指定をどうするかは、ここで審議しますが、その前に誰がどう計画をして、どういう形で決めて、どこどう調整をして、自然環境部会に最終的に諮られるのかを、すぐにとはいかないと思いますが、整理して委員の先生方に一度、御理解いただいた方がいいという気がします。いかがでしょうか。例えば、自然環境部会には専門家の先生方もたくさん集まっていられるので、区域に関してあらかじめ変更が必要だというときに、屋敷平のように全部振り替えるならまだわかりやすいのですが、一部を振替して一部を残すというときに、なぜここを振り替えてここを残すのかというところがわかりにくい。今回の場合、市町村の境界であり、ここから要望があつたためという理由になると思いますが、そのあたりをどこかで1回、どういう流れでこうなったのかということの説明をいただく機会があつた方が審議もスムーズになる。例えば、先ほどの大西委員の意見のように、全部狩猟鳥獣捕獲禁止区域に振り替えてはどうかという話になったときに、自然環境部会で例えば突き返す形になると、指定されない期間が出てしまうということですよ。11月から指定ということになったときに、もし審議が紛糾して、指定できませんでしたとなるとかなり影響が大きいのではないかと思います。区域変更の予定があるとわかったときに、なぜそのような区域変更をするのかを、あらかじめ検討するような仕組みもあつた方がいいのではないかと印象を今回持ちました。

事務局：指定に係る流れがわかるものをお示しすることになるわけでしょうか。口頭で大まかに説明しますと、まず5年ごとにどこの鳥獣保護区が満期になって、それをどのようにしていくかという計画を作ります。今回だと、昨年度、山形県第13次鳥獣保護管理事業計画において計画を立てています。

横山部会長：自然環境部会で話が出ていたということですね。失礼しました。

事務局：十分な御説明ができていなかったかもしれないですが、資料3の狩猟鳥獣捕獲禁止区域制度の概要について記載している表は、13次計画から抜粋したものになりますので一度は見ていただいているかと思います。

横山部会長：失礼しました。改めて、次の計画がもうここで出ていますので、それについてはどこかで、特に一部が指定振替になる区域についてはあらかじめ検討できるといいと思

います。

事務局： 再来年度に小国町で予定があります。

横山部会長： 小国町については、あらかじめこの会議を開く前に、どのタイミングでどのようにするかということもあると思いますが、既にここは分割して、一部を狩猟鳥獣捕獲禁止区域にしますという形で計画が出ているので、具体的にどこがどのようになるのかについて、あらかじめ御意見をいただいております。

事務局： 具体的なやり方については、後日また御相談させていただきたいと思います。

横山部会長： はい。いろいろ込み入った話になってしまいましたが、その他いかがでしょうか。

野堀委員： 今、部会長の説明にもありましたが、どの段階でどういう情報元を扱って整理していくかということの中に、ぜひ環境省の新しい植生図も組み込んでいただいた方がよろしいと思います。特に（資料3の）7ページ目の、4 指定区域における鳥獣の生息状況の（1）当該地域の概要のウ 植物相の概要を見ると、「ブナーチシマザサ群落などの自然植生の中に、スギ人工林が介在している」と書いてありますが、この二つだけの植生だといわゆる二次林、里山みたいなものは存在しないことになってしまいます。本来であれば、先ほど佐藤委員もおっしゃっていましたが、かなり多くの二次林があるはずで、そこで原木栽培とかされているところがあると思うので、そういうところもわかるようにすると、どこで被害があるのかとかいうことも見えてくると思いますので、植生図の最新版と一緒に提示して検討されることをお勧めします。この次からでも構わないと思います。

横山部会長： ありがとうございます。継続となると何となく10年前のそのままという感じになってしまいますよね。どれぐらい修正するかということも、やはりどこかで定式化しておいた方がいいという気はしました。

大西委員： 先ほどの話の続きで、資料2の既に議論が終わったことに戻ってしまいますが、鳥獣保護区が10年間更新されるのはいいですけど、今のこの結構環境が変わっている時代に、10年は長いのではないのかと思います。細かい条文、文章がどうなのかわからないですが、例えば5年後に1回見直しができるようなバッファーを持たせておいた方がいいと思いました。

横山部会長： いかがでしょうか事務局。

事務局： 他県の状況なども確認して、やり方を探ってみたいと思います。

横山部会長： 例えば、状況が変わったら緊急に変更できるような仕組みがあるといいと思います。誰が提言するかにもよりますが、10年に限らず、状況が変わったので、3年とか5年とかで見直すことができるといいと思います。

大西委員： 私もそう思います。例えば、今日も次の議題で、既に決まっているイノシシの管理計画の見直しがありますよね。そのように、10年間は一切手をつけられないというのではなくて、状況が変われば、適宜、議論をすることができるようになっていけば、そこを根拠に会議を開くことができると思います。

事務局： いろいろ調べてみたいと思います。

横山部会長： その他いかがでしょうか。

特に追加で御意見がなければ、諮問のありました、神室狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指

定について及び屋敷平狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定については、種々議論ございましたけれども、まずこの二つについては原案通り答申ということでよろしいでしょうか。

各 委 員： 異議なし。

横山部会長： 多少文言の修正等はいれさせていただきますけれども、よろしく願います。

審議事項5 第2期山形県イノシシ管理計画の一部変更（案）について

（事務局より説明）

横山部会長： 御質問等ございませんか。

基本的な発想としては、法律が改正されたからということですよ。

事 務 局： はい。

野堀委員： （資料4の）3ページの広域捕獲活動支援事業の実施というところで、市町村をまたぐ場合のことが書かれていて、これがポイントであることはわかりましたが、特にイノシシの場合は、県境をまたぐことがわかっているので、県を越えた場合はどのような対応するのか、既に連絡会議とかがあるとか、どうなっているか教えていただきたい。

事 務 局： 現在のところでは、県をまたいで連絡を取り合っているとか、捕獲の事業をしているとかはないですが、常にいろいろなことで情報交換をしております。もし、お互いの県でそういった話になったら、環境省でも都道府県をまたいだ捕獲活動の事業がありますので、その事業の活用もしていきたいと考えております。

野堀委員： おそらくすぐその対応をすることになると思います。市町村の境界と県境はほとんど同じだと思いますので、準備しておいたほうが良いと思います。

横山部会長： その他いかがでしょうか。

大西委員： 意義についてはもう十分賛同しております。12ページの流れの最初のところですが、市町村だけでは厳しいな、無理だなとなってきたときに申請をするわけですよ。市町村が鳥獣の生息場所や個体数、被害状況について調査を行うと書いてありますが、被害状況の調査は市町村ですぐできると思いますが、市町村レベルで生息場所の調査はどうかできても、個体数の調査は相当難しいのではないのかと思います。例えば、「など」をつける。今の書きぶりだと絶対全部やらなければならないような感じなので、少し緩くしてあげた方がよいと思います。

事 務 局： ありがとうございます。

横山部会長： その他いかがでしょうか。

本橋委員： 12ページについて、一番上の四角の中に、先ほど指摘があったように、生息場所、被害状況について調査を行うと書いてありますね。矢印の先の四角の中では、「要請に当たり市町村の調査は要件とされていない」とありますが、この二つの調査は何を指しているのでしょうか。

事 務 局： 実際に農水省の交付金の採択要件としては、市町村から県へ要請するに当たり、調査は要件とされていないということで、下の方の調査は、あくまでもその交付金を受けるに当たってということになります。上の方の調査につきましては、市町村が何の具体的なデータもなく、県に要請することはないと思いますが、具体的な個体数とか、

生息場所は先ほど御意見いただいたように市町村単独で出すのは難しいと思いますが、ある程度この辺りで被害が多いとか、この辺りでイノシシがよく出没しているとか、そういった情報をもって県に要請をしていただきたいという考えでこちらに書いております。

本橋委員：わかりました。ありがとうございます。

横山部会長：ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

大西委員：同じく12ページで、12ページの真ん中の県のところの9月の自然環境部会が今です。これからの流れとして、令和5年度に以下の取組みを実施とあって、広域捕獲の実施とありますが、これは単年事業ですか。6年度、7年度は事業がないんですか。

事務局：交付金の要件として単年になっていますので、5年度に捕獲をしつつ、また調査も行って、今後継続して捕獲していく必要があると判断できれば、継続していくこととなります。

大西委員：6年度も同じように広域で捕獲をしたければ、来年もまた市町村からの流れで、同じようにやっていかなければならない。

事務局：基本的には要請があつてからでないといふ県は動けないので、捕獲活動をしていく中で、同時に市町村にもまた要請をしてもらうことになるのではないかと考えていますが、その辺は確認したいと思います。

大西委員：結局そうすると、来年も同じように、7月に会議、9月にこの会議、また1か月間パブリックコメントをやることになって、1年でそんなに状況が変わると思えないので、うまく仕組みを作って、例えば今回のイノシシ管理計画の中においては、計画の最終年度まで通して広域捕獲ができるとか、若しくは、継続の場合は審議を簡略化できるとか、来年度以降は市町村からの流れをもう少し簡略化できるといいと思います。

事務局：イノシシ管理計画の一部変更については、今年変更したら、この計画の満期まで広域捕獲の文言が残ることになりますので、来年以降は管理計画を変更していく流れの部分は省略になります。

大西委員：12ページの真ん中の四角の枠は、管理計画の変更に関する仕組みのことなんです。では、市町村から依頼があつて、令和6年度に県が広域で捕獲をしましようとなつた場合、もうこの会議体は通さないでできるということなんです。

事務局：そうですね。

大西委員：わかりました。ありがとうございます。

横山部会長：ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。せっかく新しい仕組みができますので、機動的にできるというなと思います。市町村単独で行う方が機動的に動けるとは思いますけれども、なお、その対応が難しいところで県が絡んだときに、できるだけ県でも早急に対応して、協議会とか、調査とかを進められるような仕組みができるというなと思います。そこは管理計画ではなくて運用の問題になると思いますが、ぜひしっかりと対応していただきたいなと思います。

事務局：はい。ありがとうございます。

横山部会長： その他いかがでしょうか。

それでは、他に御質問等がなければ、諮問のありました第2期山形県イノシシ管理計画の一部変更（案）につきましては原案どおり、小さいことは加えることになるかと思えますけれども、答申したいと思えます。よろしいでしょうか。

各 委 員： 異議なし。

横山部会長： ありがとうございます。

なお、答申文案の調整等につきましては、私に御一任いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、皆様の御協力で大変順調に会議の方が進みまして、以上をもちまして本日の審議事項はすべて終わりとなります。

（6）その他

横山部会長： 事務局からその他ありますでしょうか。

事 務 局： 特にございません。

横山部会長： それでは特になければこれで本日の議事を終了いたします。

議事録署名人

議 長	横山 潤
議事録署名委員	大西 尚樹
議事録署名委員	本橋 元